



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部  
法制監察課

定期第 8 5 9 号 令和 7 年 8 月 8 日発行

## 目 次

### 【告示】

| 番 号   | 表 題                                     | 担当課名     |
|-------|-----------------------------------------|----------|
| 4 1 9 | 令和 7 年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を告示する件 | 防災対策推進課  |
| 4 2 0 | 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件                    | 医療政策課    |
| 4 2 1 | 保安林予定森林に関する通知を受けた件                      | 森林土木・保全課 |
| 4 2 2 | 道路の区域を変更する件                             | 高規格道路課   |
| 4 2 3 | 道路の供用を開始する件                             | 同        |

### 【病院局告示】

| 番 号 | 表 題                      | 担当課名 |
|-----|--------------------------|------|
| 1 4 | 特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件 |      |

### 【選挙管理委員会告示】

| 番 号 | 表 題                                                                                                                                       | 担当課名 |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 6 8 | 地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数を告示する件                                                                 |      |
| 6 9 | 地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち 4 0 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件 |      |

【選挙管理委員会告示】

| 番 号 | 表 題                                                                                                                    | 担当課名 |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 7 0 | 地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の海部選挙区及び板野選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件                                                |      |
| 7 1 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件 |      |

【人事委員会告示】

| 番 号 | 表 題                      | 担当課名 |
|-----|--------------------------|------|
| 4   | 徳島県職員等（大学卒業程度）採用候補者名簿の確定 |      |
| 5   | 採用候補者名簿の失効               |      |

徳島県告示第四百十九号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百四十四条、第一百七十七条第一項及び第一百八十八条の規定により、令和七年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和七年八月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

| 試験回 | 募集期限                 | 試験期日                                                         | 試験種目       |
|-----|----------------------|--------------------------------------------------------------|------------|
| 第三回 | 令和七年九月十一日<br>（木曜日）まで | 令和七年九月十八日（木曜日）又は<br>十九日（金曜日）のいずれか一日<br>予備日<br>令和七年九月二十日（土曜日） | 筆記試験及び適性検査 |
|     |                      | 令和七年九月二十五日（木曜日）から<br>二十七日（土曜日）までのうちい<br>ずれか一日                | 口述試験及び身体検査 |

備考

1 筆記試験及び適性検査については、インターネットを利用する方法により受験するものとする。

2 筆記試験は、国語（作文を含む）、数学、地理歴史及び公民につき、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

二 口述試験及び身体検査試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

| 試験回 | 名 称         | 位 置             |
|-----|-------------|-----------------|
| 第三回 | 海上自衛隊徳島航空基地 | 板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八 |

三 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の初日現在で十八歳以上三十三歳未満の者で、学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの

1 拘禁刑以上の刑又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十二条に規定する懲役若しくは同法第十三条に規定する禁錮に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 四 採用予定月

令和八年三月又は四月

#### 五 志願票の受領及び提出先

志願票は、各市役所若しくは各町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出張所等で受領し、提出すること。

徳島県告示第四百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和七年八月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

| 名 称     | 住所又は事務所の所在地          | 委託した公金事務                             | 指定年月日        | 委託年月日        |
|---------|----------------------|--------------------------------------|--------------|--------------|
| 株式会社ＪＴＢ | 東京都品川区東品川二丁目三番一<br>号 | 徳島県医療・社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業<br>支援金の支出事務 | 令和七年四<br>月七日 | 令和七年四<br>月七日 |

徳島県告示第四百二十一号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和七年八月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

三好市東祖谷元井二三一、二三二

二 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

東祖谷元井二三一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第四百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

| 整理<br>番号 |  | 路線名   | 区<br>間                                   |   | 新旧<br>の別 | 敷地の幅員<br>（メートル） | 延長<br>（メートル） |
|----------|--|-------|------------------------------------------|---|----------|-----------------|--------------|
| 2 4      |  | 羽ノ浦福井 | 阿南市長生町荒井股六番<br>一地从から<br>同<br>七番<br>一地先まで | 同 | 新        | 九・七〇一四・九        | 二三・九         |
|          |  |       |                                          |   | 旧        | 九・七〇九・八         | 二三・九         |

徳島県告示第四百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

| 整理<br>番号 | 路線名   | 区<br>間                                       | 延<br>長<br>（メートル） | 供用開始の期日  |
|----------|-------|----------------------------------------------|------------------|----------|
| 2 4      | 羽ノ浦福井 | 阿南市長生町荒井股六番一地<br>先から<br>同<br>先まで<br><br>七番一地 | 一三・九             | 令和七年八月八日 |

徳島県病院局告示第十四号

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）第一百七条の規定により例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により、次のとおり公示する。

令和七年八月八日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量  
徳島県立中央病院総合医療情報システム保守業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
徳島県立中央病院事務局医事情報担当  
徳島市蔵本町一丁目一〇番地三
- 三 契約の相手方を決定した日  
令和七年六月一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所  
富士通Japan株式会社四国公共ビジネス部  
徳島市かちどき橋二丁目二九番地一
- 五 契約金額  
一億四百五十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県選挙管理委員会告示第六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和七年八月八日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一一、九八八人

徳島県選挙管理委員会告示第六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和七年八月八日

徳島県選挙管理委員会委員長

岩

丸

正

史

一六六、五六五人

徳島県選挙管理委員会告示第七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の海部選挙区及び板野選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和七年八月八日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

| 選挙区名 | 数       |
|------|---------|
| 海 部  | 五、一四二人  |
| 板 野  | 二七、〇六一人 |

徳島県選挙管理委員会告示第七十一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和七年八月八日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一六六、五六五人

徳島県人事委員会告示第四号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四―九）第四十条第一項の規定に基づき、次のとおり採用候補者名簿を  
確定したので、同条第三項の規定により公示する。

令和七年八月八日

徳島県人事委員会委員長 坂田 千代子

| 採用候補者名簿の名称                            | 確定年月日     | 採用試験の名称<br>及び施行年月日                                                                         | 採用候補者名簿に記載<br>されている採用候補者数                                                      |
|---------------------------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 徳島県職員（大学卒業程度）<br>採用候補者名簿              | 令和七年七月三十日 | 徳島県職員採用試験（大学卒業程度）<br>○第一次試験<br>令和七年六月十五日<br>○第二次試験<br>令和七年七月五日、十一日、十四日<br>十五日、十六日、十七日及び十八日 | 行政事務、警察事務、病院事務、<br>機械、農業、農業（畜産）、水産、<br>薬剤師、管理栄養士、心理、保健<br>師、化学、福祉<br><br>百三十九名 |
| 徳島県職員（大学卒業程度）<br>採用候補者名簿              | 令和七年七月三十日 | 徳島県職員採用試験（大学卒業程度）<br>○第一次試験<br>令和七年六月十五日<br>○第二次試験<br>令和七年七月十六日及び十八日                       | 建築、総合土木、林業<br><br>五名                                                           |
| 徳島県市町村立小・中学校<br>職員（大学卒業程度）<br>採用候補者名簿 | 令和七年七月三十日 | 徳島県市町村立小・中学校職員採用試験（大学<br>卒業程度）<br>○第一次試験<br>令和七年六月十五日<br>○第二次試験<br>令和七年七月五日及び十一日           | 学<br>校<br>事<br>務<br><br>八名                                                     |

徳島県人事委員会告示第五号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四―九）第四十六条第一項第二号の規定に基づき、次の採用候補者名簿は、令和七年七月三十日をもって失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和七年八月八日

徳島県人事委員会委員長    坂   田   千   代   子

| 採用候補者名簿の名称                    |                                                              |           |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------|
| 徳島県職員（大学卒業程度）採用候補者名簿          |                                                              |           |
| 徳島県市町村立小・中学校職員（大学卒業程度）採用候補者名簿 | 学校事務                                                         | 令和六年七月三十日 |
|                               | 行政事務、警察事務、病院事務、電気、電気（設備）、農業、水産、薬剤師、管理栄養士、心理、保健師、化学、福祉、少年補導職員 | 令和六年七月三十日 |
|                               | 採用候補者名簿に記載されている試験区分                                          | 確定年月日     |